

農業労賃標準額が改定されました

◆機械の部

種 別	使用機械	単 位	標準額	
水田 作 業	耕 起	耕運機およびトラクター	10分 5,900円	
	代 か き	〃	10分 6,700円	
	く ろ め り	く ろ め り 機	1分 50円	
	田 植 え	田 植 機	10分 6,500円	
	刈り取り結束	バ イ ン ダ ー	10分 7,300円	
	刈り取り脱穀	コ ン バ イ ン	10分以上	15,000円
			5分～9分	16,000円
			5分未満	17,000円
	乾 燥	乾 燥 機	10分 7,400円	
	脱 穀	全 自 動 脱 穀 機	1時間 4,000円	
転作田草刈り	特 に 設 定 な し	10分 5,000円		
畑 作 業	全 般	耕運機およびトラクター	10分 5,800円	
	種 ま き	コーンプランター	10分 3,000円	
	刈 り 取 り	コーンハーベスター	10分 9,000円	
	牧草こん包	ロ ー ル ベ ー ラ	1個 1,500円	
共通	牧草ラッピング	ラッピングマシン	1個 1,500円	
共通	たい肥散布	マニアスプレッター	10分 3,000円	

- 注1 標準額には、オペレーター賃金と燃料費が含まれる。
 注2 湿田の耕起、刈り取り脱穀（コンバイン）は1,000円増しとする。
 注3 田植え（田植機）は、植え付けのみとする。
 注4 刈り取り結束（バインダー）の結束用縄代は、委託者負担とする。
 注5 牧草こん包（ロールベアラ）の基準は1分×1分とする。
 注6 牧草ラッピングは、ラップフィルム代を含む。
 注7 5分未満の代かきは、1割増しとする。
 注8 もみの運搬費用は、10分当たり1,000円とする。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局（☎82-3111内線239）へどうぞ。

平成21年度の町農業労賃標準額が次のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。雇う人も雇われる人も標準額を守りましょう。

◆人力の部

種別	金額	標準額 （1日8時間）	超過額 （1時間当たり）
水田作業		5,200円	800円
畑作業		5,100円	800円

注 畑作業のパートは1時間当たり650円とする。

水田経営所得安定対策

「水田経営所得安定対策」をご存じですか。この制度は、土地利用型農業の体質強化を目的に農林水産省が実施しているもので、一定の経営規模を有する認定農業者や集落営農組織などが対象です。



支援内容としては、生産コストのうち販売収入で賄えない部分を補てんする「生産条件不利補正対策」や当年度の販売収入が標準的収入を下回った場合に減収額の9割を補てんする「収入減少影響緩和対策」があり、対象品目は米、麦、大豆などです。

加入手続きは6月30日までとなっていますので、同制度の利用を希望する方は町産業振興課へご相談ください。

◆問い合わせ 町産業振興課農業担当（☎82-3111内線235）へどうぞ。

加入手続きは6月30日まで

柳沢北浜地区土地区画整理事業

保留地5カ所を販売します

- ◆抽選会 4月27日（月）午前10時～（受付は午前9時半～9時50分）
 ◆会場 役場3階大ホール
 ※抽選には原則として本人が出席してください。代理人の場合は、抽選の執行前に委任状の提出が必要です。
 ◆抽選保証金 1万円（抽選会の前日までに納付）
 ※保留地の位置図は町地域整備課、町ホームページでご覧いただけます。
 ◆申込先・問い合わせ 町地域整備課計画補償担当（☎82-3111内線255）へ。

◆保留地の概要

位置	面積	価格	引き渡し 予定時期
19街区10	310.23㎡（約93坪）	11,881,800円	平成21年 5月
57街区8	134.59㎡（約40坪）	5,195,100円	
58街区12-1	85.24㎡（約25坪）	3,222,000円	
27街区1	161.98㎡（約49坪）	6,301,000円	平成22年 3月
36街区4	474.83㎡（約143坪）	18,185,900円	

- ◆申し込み方法 町地域整備課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。
 ◆申込期間 4月10日～20日
 町では、柳沢北浜地区土地区画整理事業の保留地を抽選により販売します。
 ◆参加資格 どなたでも参加できますが、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない人は参加できません。
 ◆申し込み方法 町地域整備課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。